

ひしめくかく程に二條京極のかかりや、みこの守とかや、五十餘騎にて馳參て、時をつくるに、あはするこゑわづかにきこえければ、心やすくて内にまいる、御殿どものかうしひきかなぐりて、みだれ入に、かなはじと思ひて、夜のおととの御玄とねのうへにて、あさはら自害しぬ、太郎なりけるおのこは、南殿の御帳の中にて、玄がいしぬおと、の八郎といひて、十九になりけるは、大床子のゑんの。玄たにふして、よるもの、あしをきりくしけれども、さすがあまたして、からめむとすれば、かなはで自害するとても、はらわたをばみなくりいだしで、手にぞもたりける、そのままながら、いづれをも六原へかきつゞけていだしけり、

〔太平記四〕一宮并妙法院二品親王御事

先皇○後醍醐ヲバ任承久例ニ、隱岐國へ流シ可進ニ定マリケリ、臣トシテ君ヲ無奉ル事、關東○北條高時モサスガ恐有トヤ思ケン、此爲ニ後伏見院ノ第一ノ御子○光厳ヲ御位ニ即奉リテ、先帝御遷幸ノ宣旨ヲ可被成トゾ計ヒ申ケル○中略

先帝遷幸事

明レバ三月二○元弘二年七日、千葉介貞胤、小山五郎左衛門、佐々木佐渡判官、入道道譽、五百餘騎ニテ、路次ヲ警固仕テ、先帝ヲ隱岐國へ遷シ奉ル、

〔太平記十三〕北山殿謀叛事

公宗卿○西園寺ニモト被思ケレバ、時興○北條ヲ京都ノ大將トシテ、畿内近國ノ勢ヲ被催○中略如此諸方ノ相圖ヲ同時ニ定テ後、西ノ京ヨリ、番匠數タ召寄テ、俄ニ温殿ヲゾ被作ケル、其裏場ニ板ヲ一間踏メバ、落ル様ニ構ヘテ、其下ニ刀ノ簇ヲ被植タリ、是ハ主上○醍醐御遊ノ爲ニ、臨幸成タランズル時、華清宮ノ温泉ニ准ヘテ、浴室ノ宴ヲ勸メ申テ、君ヲ此下へ陥入奉ラン爲ノ企也、加様ニ様ノ謀ヲ定メ、兵ヲ調テ、北山ノ紅葉御覽ノ爲ニ、臨幸成候ヘト被申ケレバ、則日ヲ被定、行幸ノ儀